

(適格請求書発行事業者が免税事業者となる場合)

問 17 当社は、適格請求書発行事業者の登録を受けています。翌課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下ですが、当社は、免税事業者となりますか。【令和 5 年 10 月改訂】

【答】

その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、原則として、消費税の納税義務が免除され、免税事業者となります。

しかしながら、適格請求書発行事業者は、その基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となった場合でも免税事業者となりません（消法 9①、基通 1-4-1 の 2）。したがって、適格請求書発行事業者である貴社は、翌課税期間に免税事業者となることはありません。